

請求人 あて

横浜市監査委員	藤 野 次 雄
同	中 家 華 江
同	本 間 豊
同	田野井 一 雄
同	加 藤 広 人

住民監査請求に基づく監査について(通知)

平成31年 4 月 16 日に提出されました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

(理 由)

法第242条第 1 項は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。また、同条第 2 項は、「前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」として、住民監査請求の期間制限について規定しています。

本件請求において請求人は、横浜市保土ヶ谷区の岩間、中央連合及び中央東部の 3 つの地区連合町内会（以下「3 地区連」といいます。）に対し、保土ヶ谷区長が申請書を適正に審査し、及び調査することなく「平成30年度補助金」を交付し、横浜市に損害を与えたと主

張しています。この請求人の主張において、請求書に記載のある「平成30年度補助金」については、請求書本文の補助金額等の記載及び添付された事実証明書から、平成29年度地域活動推進費補助金を指すものであると解しました。

平成29年度の3地区連に対する地域活動推進費補助金は、平成29年11月30日（岩間）、同年11月30日（中央連合）、同年12月8日（中央東部）にそれぞれ支払いがされていることから、本件請求日（平成31年4月16日）は、財務会計上の行為のあった日から1年の請求期限を経過しています。

また、請求期限を経過していることにつき正当な理由の主張もありません。

したがって、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。

担 当 横浜市監査事務局監査部監査管理課
玉川、関

電 話 045-671-3361

ファクス 045-664-2944